

島根馬

県報

平成18年2月7日 (火) 第 1,749 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目次

規則				
島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水	産	課)	1
告 示				
島根県防除実施基準に適合する区域の変更	(森林	整色	備課)	2
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更	(")	2
解除予定保安林	(")	2
保安林の指定施業要件の変更 (2件)	(")	3
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用地	対策	〔 課)	3
道路の区域の変更	(道路	新維	寺 課)	5
道路の供用開始	(")	6
公 告				
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生	生活総	務課)	6
島根県立中央病院における医療廃棄物等処理業務の委託に係る一般競争入札の実	(医療	対策	〔 課)	7
施				
平成18年度島根県立農業大学校の第2次学生募集	(農業	経言	営課)	8
島根県立松江工業高等学校CNC旋盤実習システム一式に係る一般競争入札の実	(教育	施言	5 課)	9
施				
特定調達公告				
島根県立中央病院の設備運転管理業務の委託に係る競争入札の参加資格等	(医療	対策	〔 課 〕	11
	(- 10			

公布された条例等のあらまし

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第6号)

1 規則の概要

経営等改善資金のうち燃料油消費節減機器等設置資金として発光ダイオード式集魚灯の設置に必要な資金 を追加することとした。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年2月7日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第6号

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年島根県規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表第4号貸付けの内容の欄に次のように加える。

(3) 発光ダイオード式集魚灯の設置費用

別表第1号の表第4号貸付限度額の欄中「1,200,000円」の次に「、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき13,000,000円」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

島根県告示第104号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の3第1項の規定により、島根県防除実施基準の基準に適合する区域を変更したので、同条第4項の規定により公表する。

なお、当該変更に係る区域については登載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁、松江農林振興センター、木次農林振興センター、出雲農林振興センター、川本農林振興センター、浜田農林振興センター及び益田農林振興センター並びに松江市、浜田市、出雲市、益田市及び雲南市の各市役所並びに鹿足郡津和野町及び隠岐郡隠岐の島町の各役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成18年2月7日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第105号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の5第1項の規定により指定した、高度公益機能森林及び被害拡大 防止森林の区域を変更したので、同条第3項において準用する同法第7条の3第4項の規定により公表する。

なお、当該変更に係る区域については登載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁、松江農林振興センター、木次農林振興センター、出雲農林振興センター、川本農林振興センター、浜田農林振興センター及び益田農林振興センター並びに松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市及び雲南市の各市役所並びに仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、鹿足郡津和野町及び隠岐郡隠岐の島町の各役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成18年2月7日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第106号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成18年2月7日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所邑智郡邑南町矢上7831 6、7831 7
- 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第107号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年2月7日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年4月25日農林水産省告示第844号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第108号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年2月7日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年8月12日農林水産省告示第1,425号(一に限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第109号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。 平成18年2月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

社会福祉法人壽光会

2 事業の種類

認知症対応型老人共同生活援助施設整備事業(認知症グループホーム湖水苑増築事業)

- 3 起業地
- (1) 収用の部分

島根県出雲市湖陵町差海地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

認知症対応型老人共同生活援助施設整備事業(認知症グループホーム湖水苑増築事業)(以下「本件事業」という。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第4号の規定に基づく第二種社会福祉事業に該当するものであるとともに、土地収用法(以下「法」という。)第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人壽光会は、平成14年8月6日の理事会で本件事業を行うことを決定し、また、自己資金により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
 - ア 出雲圏域(出雲地区・平田地区・佐田地区・多伎地区・湖陵地区・大社地区)は介護認定率が18.2%(平成16年 10月1日現在)で島根県全体の介護認定率平均17.9%(平成16年9月30日現在)より高い圏域であり、そのうち社会福祉法人壽光会が開設した認知症老人グループホーム湖水苑(以下「湖水苑」という。)の存する湖陵地区(以下「本地区」という。)は認定率22.4%で圏域内でも2番目に高い地区である。その上、本地区は独居高齢者の世帯及びいわゆる「老々介護」の世帯が多いため、対応している家族・親族及び本地区住民にとって介護が大きな問題となっている。そのため、湖水苑は開設当初から入所希望者が多く、現在も11名が入所を希望している。

しかし、湖水苑は開設時に9床設置しているものの、常に満床であり、これ以上入所希望者を受け入れることができない状況である。

本件事業の完成により、家庭的な環境の中でケアを行うために特別養護老人ホームからグループホーム(9床)を構造的に完全に独立させ、その上で増床して18床とすることにより、入所希望者を従来よりも多く湖水苑に受け入れることが可能となり、介護認定率の高い本地区の住民からの認知症の高齢者介護に関する切実な要望に応えることが可能になると認められる。

したがって本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと判断される。

- イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定に当たり、複数の候補地から社会的、技術 的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用していることから、軽微なもの であると考えられる。
- ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、(3)アで述べたように、湖水苑には現在11人の入所希望者がいることから、できるだけ早期に対応する必要があると認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲内であると認められる。

さらに、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的であると考えられる。

よって、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所(市民福祉部介護保険課)

島根県告示第110号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年2月7日

島根県知事 澄 田 信 義

\		道	鱼 路	の	区域		管轄する地			
道路の 種 類	路線名	X	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	方機関の名	備考		
一般国道 432号		安来市広瀬町広瀬940 番地先から同774番 4 地先まで		前	メートル 8.00~ 11.00	メートル 157.00	松江土木建 築事務所広			
				後	9.00 ~ 23.00	157.00	瀬土木事業所	拡幅		
県 道 宍道湖公園線	松江市灘町1番21地先 から同町52番1地先ま で		前	11.00 ~ 23.00	123.50	松江土木建	道路改良工事			
			後	20.50 ~ 32.00	123.50	築事務所	拡幅			
			420番 2 地先から同で 切川町字山ノ越381	切川町字山ノ越381番	丁字八幡	前 A	6.80 ~ 40.00	1,572.00		道路改良工事
" 安来木次線		420番 2 地先から同市 切川町字山ノ越381番 1 地先まで			420番 2 地先から同 切川町字山ノ越381	А	6.80 ~ 40.00	1,572.00		左記のA、B及 びCは関係図面
	1地先まで		後 B	20.00 ~ 39.00	1,887.00		に表示する敷地 の区分をいう。			
	安来市切川町 384番1地先7 374番1地先ま	から同字	С	19.50 ~ 26.00	64.00	松江土木建築事務所広	トリプルウェイ			
"	"	安来市切川町字 381番1地先か		前	12.50 ~ 15.00	135.00	瀬土木事業所	道路改良工事		
" "		字法示303番1地先まで		後	12.50 ~ 41.00	135.00		拡幅		
" "	安来市広瀬町広瀬195	前	9.50 ~ 11.00	217.00		道路改良工事				
	,,	街 1 地先まで 1 地先まで	番1地先から同226番 1地先まで		9.50 ~ 19.00	217.00		拡幅		
"益田種三 線	益出種二隅 	田種三隅 益田市下種町59番地: から同町91番3地先:		前	4.00 ~ 7.40	393.00	益田木建築	道路改良工事		
			から同則をは留	⋼ ила	後	11.00 ~ 118.00	390.00	事務所	拡幅	

島根県告示第111号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年2月7日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始 年 月 日	管轄する地 方機関の名 称	備考
一般国道	261号	邑智郡邑南町上田所141番1地先から同 114番1地先まで	メートル 198.00	平成18年 2月10日	川本土木建 築事務所	
県 道	多伎江南出 雲線	出雲市駅南町一丁目 4 番地先から同 7 番 6 地先まで	240.00	平成18年 2月7日	出雲土木建 築事務所	
"	益田種三隅 線	益田市下種町59番地先から同町91番3地 先まで	390.00	"	益田土木建 築事務所	

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年1月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 出雲ゆうプラザ21

3 代表者の氏名

奥井達雄

4 主たる事務所の所在地

出雲市西新町一丁目2547番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、出雲ゆうプラザを拠点とし、温水利用を主とした健康づくり、親子の触れ合い、子どもの健全育成、スポーツ振興の促進等に関する事業を行い、温水を通じた交流、健康増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎1階)

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成18年2月7日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所

島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成17年、平成18年及び平成19年における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格等(平成16年島根県告示第1637号)3(2)の規定により、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業務について、A等級に格付けされ、かつ、運搬業と処分業について、両方の許可を受けた者であること。
 - (3) 本公告に示した役務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693 - 8555 島根県出雲市 4 丁目 1 番地 1

島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループ

電話0853 - 30 - 6435

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

入札説明会の際に交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月10日 午後2時

イ 場所 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院 3 階会議室 1

(4) 入札書の受領期限

平成18年3月27日 午後1時30分(郵便による入札にあっては、午後1時)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月27日 午後1時30分

イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階会議室1

- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を入札書の提出場所に平成18年3月10日から平成18年3月17日午後5時までの間に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、島根県立中央病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、 それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他 島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると島根県立中央病院長が判断した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

平成18年度島根県立農業大学校の養成部門の第2次学生募集を次のとおり実施する。

平成18年2月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 募集の目的

本県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野にたって農林業を考え、新しい農林業を創造する農業後継者 及び農村地域における指導的役割を担う人材並びに認定事業体(森林組合等)における森林管理技術者を養成する。

- 2 一般入学試験
 - (1) 募集人員及び修業年限

科	名	募集人員	修業年限		
園芸畜産科		9 名程度	2.年		
森林管	理科	6 名程度			

(2) 出願資格

- ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は平成18年3月に卒業見込みの者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は平成18年3月に修了見込みの者
- イ 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- ウ その他知事が前2号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者
- (3) 出願手続
 - ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- (ア) 入学願書(島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。)
- (4) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの。 2 の(2)のアに定める以外の者にあっては、大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類
- (ウ) 返信用封筒(定型封筒縦20.6センチメートル×横9.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手80円分をはり付けたもの)
- イ 出願期間

平成18年2月20日(月)から3月1日(水)までとし、郵送の場合は3月1日必着とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番地 1 島根県立農業大学校 入試担当

(4) 入学試験及び合格者の発表

ア 入学試験

- (ア) 日時 平成18年3月9日(木)10時から16時まで
- (1) 場所 大田市波根町970番地1 島根県立農業大学校
- (ウ) 試験 一般教養試験、小論文及び面接試験とする。
- イ 合格者の発表

平成18年3月16日(木)島根県立農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

3 問合せ先

出願手続、入学試験等について不明な点は、島根県立農業大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

4 その他

願書等島根県立農業大学校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(角形2号縦33.2センチメートル×横24センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分をはり付けたもの)を同封すること。

次のとおり一般競争入札に付すので、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。)第60 条の規定に基づき公告する。

平成18年2月7日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量

島根県立松江工業高等学校CNC旋盤実習システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年3月30日(木)

(4) 納入場所

島根県松江市古志原 4 - 1 - 10 島根県立松江工業高等学校

(5) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相 当する金額を記載すること。

- 2 入札参加者の資格
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条に規定する入札参加 資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「工作機器」及び大分類「文具・事務用機器類」中分 類「情報処理機器」の両方のA等級に格付された者であること。
- (3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (5) 島根県税を滞納していない者であること。
- (6) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、当該物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンス 体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を 3 (1)の場所に平成18年 2 月21日 (火)午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8502 島根県松江市殿町1番地

島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課(電話0852-22-6603)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成18年2月7日(火)から平成18年2月9日(木)までの間、上記(1)の場所において交付する。 交付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 開札の日時及び場所

日時 平成18年2月24日(金) 午前10時から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

その他 郵便による入札は認めない。また、参加者が1人の場合は入札を行わない。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、会計規則第61条の2 各号の10ずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、会計規則第69条の2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他詳細

入札説明書による。

特定調達公告

平成18年度において、島根県立中央病院の設備運転管理業務の委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 特定調達契約により調達をする物品の種類

設備運転管理業務

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加するために必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法 平成18年度における島根県立中央病院の設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札の参加資格等(平成18年1 月17日付け島根県公告)に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成18年2月7日

島根県知事 澄田信義

- 1 調達内容
 - (1) 委託業務名及び数量

島根県立中央病院設備運転管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 委託場所

島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成18年度における島根県立中央病院の施設運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札の参加資格等(平成18年1月17日付け島根県公告)第3項の規定によりA等級の格付けを受けている者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒693 - 8555 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1

島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループ

電話0853 - 30 - 6435

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

入札説明会の際に交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成18年2月20日 午後1時30分

- イ 場所 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院 会議室 2
- (4) 入札書の受領期限

平成18年3月28日 午前11時(郵便による提出にあっては、3月27日午後5時必着)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月28日 午前11時

イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 会議室2

- 4 その他
 - (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

- 5 Summary
 - (1) A name and quantity of necessary service: Management of facilities of Shimane prefectual center Hospital 1 set
 - (2) Application Due: 11:00AM 28 March 2006 (Applications by mail must be arrived at Central Hospital by 17:00PM 27 March 2006.)
 - (3) Contact point for the notice: A management Division of a building and facilities, Administration Department, The Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi, Shimane 693-8555 Japan, TEL 0853-30-6435